

教育訓練給付					
名称	教育訓練給付金			教育訓練支援給付金	
	一般教育訓練	特定一般教育訓練	専門実践教育訓練		
定義	「一般教育訓練」とは、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練として厚生労働大臣が指定する教育訓練(特定一般教育訓練及び専門実践教育訓練を除く)をいう。	「特定一般教育訓練」とは、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練のうち <b>速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練</b> として厚生労働大臣が指定する教育訓練(専門実践教育訓練を除く)をいう。	「専門実践教育訓練」とは、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練のうち <b>中長期的なキャリア形成に資する専門的かつ実践的な教育訓練</b> として厚生労働大臣が指定する教育訓練をいう。	専門実践教育訓練給付金の受給対象者であって、受講開始時に <b>45歳未満</b> で離職しているなど、一定の条件を満たす場合には、訓練受講をさらに支援するため、教育訓練支援給付金が支給される。教育訓練支援給付金は、 <b>令和9年3月31日</b> までの暫定措置となる。	
支給要件	次の①～④に該当するときに支給される ① <b>大臣が指定</b> する教育訓練を受け、当該教育訓練を <b>修了</b> したこと ② <b>指定教育訓練実施者</b> により修了したことの証明( <b>一般教育訓練修了証明書又は特定一般教育訓練修了証明書</b> )がされていること ③ <b>支給要件期間が3年以上</b> であること(基準日前に教育訓練給付金の支給を受けたことがない者に対する支給要件期間は、当分の間、 <b>1年以上</b> とされる) ④次の(a)(b)のいずれかに該当する者であること (a)教育訓練を開始した日(基準日)に <b>一般被保険者又は高年齢被保険者</b> である者 (b)基準日が直前の一般(又は高年齢)被保険者でなくなった日から <b>1年以内</b> にあるもの			次の①～④に該当するときに支給される ① <b>大臣が指定</b> する教育訓練を受け、当該教育訓練を <b>修了</b> したこと( <b>専門実践教育訓練を受けている者</b> を含む) ② <b>指定教育訓練実施者</b> により次のいずれかの証明がされていること (a)訓練が修了した者:修了したことの証明( <b>専門実践教育訓練修了証明書</b> ) (b)訓練を受けている者:支給単位期間ごとに当該専門実践教育訓練の修了に必要な実績及び目標を達成していることの証明( <b>受講証明書</b> ) ③ <b>支給要件期間が3年以上</b> であること(基準日前に教育訓練給付金の支給を受けたことがない者に対する支給要件期間は、当分の間、 <b>2年以上</b> とされる) ④次の(a)(b)のいずれかに該当する者であること (a)教育訓練を開始した日(基準日)に <b>一般又は高年齢被保険者</b> である者 (b)基準日が直前の一般被保険者(又は高年齢)でなくなった日から <b>1年以内</b> にあるもの	次の①～⑥に該当するものが、 <b>専門実践教育訓練を受けている日</b> (当該教育訓練に係る指定教育訓練実施者によりその旨の証明がされた日に限る)のうち <b>失業している日</b> (失業していることについての認定を受けた日に限る)について支給される ①一般又は高年齢被保険者であった者であって、専門実践教育訓練に係る基準日が直前の一般又は高年齢被保険者でなくなった日から <b>1年以内</b> にあるもの ②基準日前に <b>教育訓練給付金の支給を受けたことがない者</b> ③基準日前に <b>教育訓練支援給付金の支給を受けたことがない者</b> ④専門実践教育訓練の修了が <b>見込まれない者</b> (その他大臣が定める者)で <b>ないこと</b> ⑤ <b>令和9年3月31日以前</b> に専門実践教育訓練を開始したものの ⑥専門実践該教育訓練を開始した日(基準日)における年齢が <b>45歳未満</b> であるもの
支給額	一般教育訓練を受け、修了した者 → 教育訓練の受講のために支払った額 × <b>100分の20 (上限10万円)</b>  ※「教育訓練の受講のために支払った額」の対象となる費用の範囲は次のとおり ① <b>入学金及び受講料</b> (短期訓練受講費の支給を受けているものを除く) ② 一般教育訓練の <b>受講開始日前1年以内</b> にキャリアコンサルタントが行う <b>キャリアコンサルティング</b> を受けた場合は、その費用( <b>上限2万円</b> )	(1)特定一般教育訓練を受け、修了した者 → 教育訓練の受講のために支払った額 × <b>100分の40 (上限20万円)</b>  (2)特定一般教育訓練を受け、修了し、資格の取得等をし、かつ、1年以内に雇用された者(雇用されている者で、修了した日の翌日から起算して1年以内に資格の取得等をしたものを含む) → 教育訓練の受講のために支払った額 × <b>100分の50 (上限25万円)</b>	(1)専門実践教育訓練を受け、修了した者( <b>受けている者</b> を含む) → 教育訓練の受講のために支払った額 × <b>100分の50 (上限120万円)</b> ※連続した2支給単位期間(原則 <b>1年</b> )ごとに支給する額は、 <b>40万円</b> が上限  (2)専門実践教育訓練を受け、修了し、 <b>資格の取得等</b> をし、かつ、 <b>1年以内</b> に雇用された者(雇用されている者で、修了した日の翌日から起算して1年以内に資格の取得等をしたものを含む) → 教育訓練の受講のために支払った額 × <b>100分の70 (上限168万円)</b> ※連続した2支給単位期間(1年)ごとに支給する額は、 <b>56万円</b> が上限  (3)(2)に該当する者で①の額が②の額の <b>100分の105に相当する額以上</b> である者(訓練修了後の賃金が受講開始前の賃金と比較して <b>5%以上上昇</b> した者) ①対象期間に支払われた賃金を賃金とみなして算定される賃金日額相当額 ②基準日の前日を受給資格に係る離職の日とみなして算定される賃金日額相当額(基準日に雇用されていない者は、基準日前の直近の離職に係る賃金日額) → 教育訓練の受講のために支払った額 × <b>100分の80 (上限192万円)</b> ※連続した2支給単位期間(1年)ごとに支給する額は、 <b>64万円</b> が上限	1支給単位期間(原則 <b>2ヶ月</b> )について <b>基本手当日額 × 100分の60 × 支給日数</b>  (参考) ・教育訓練支援給付金は、教育訓練支援給付金の受給資格者が当該専門実践教育訓練を修了の見込みを持って適切に受講している期間のうち失業している期間について支給する ・支給日数とは、失業の認定を受ける支給単位期間において、教育訓練支援給付金の支給に係る失業の認定を受けた日数をいう	
給付制限	以下のときは、教育訓練給付金は支給されない ・ <b>4,000円</b> を超えないとき ・基準日前 <b>3年以内</b> に教育訓練給付金の支給を受けたことがあるとき			次の期間は、教育訓練支援給付金は支給されない ・ <b>基本手当が支給される期間</b> ・ <b>待期間</b> ・ <b>給付制限期間</b>	
支給申請手続	教育訓練給付金の支給に係る一般教育訓練を <b>修了した日の翌日から起算して1ヶ月以内</b> に、 <b>教育訓練給付金支給申請書</b> に一般教育訓練修了証明書及び一般教育訓練の受講のために支払った費用の額を証明することができる書類等を添えて管轄職安所長に提出しなければならない。	教育訓練給付対象者であって、特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けようとするもの( <b>特定一般教育訓練受講予定者</b> )は、特定一般教育訓練を開始する日の <b>14日前まで</b> に、 <b>教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票</b> に担当キャリアコンサルタントがキャリアコンサルティングを踏まえて記載した職務経歴等記録書を添えて管轄職安所長に提出しなければならない。	教育訓練給付対象者であって、専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けようとするもの( <b>専門実践教育訓練受講予定者</b> )は、専門実践教育訓練を開始する日の <b>14日前まで</b> に、 <b>教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票</b> に担当キャリアコンサルタントがキャリアコンサルティングを踏まえて記載した職務経歴等記録書を添えて管轄職安所長に提出しなければならない。	教育訓練支援給付金の支給を受けようとする者( <b>教育訓練支援給付金受給予定者</b> )は、専門実践教育訓練を開始する日の <b>14日前まで</b> に、管轄職安所に出頭し、 <b>教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票</b> に、離職票等を添えて提出しなければならない。	
	※支給申請は、受講修了日の翌日から起算して1ヶ月以内に行わなければならない。ただし、天災その他支給申請書等を提出しなかったことにやむを得ない理由(交通途絶、教育訓練施設の証明事務の遅延等申請者の責めに帰すことができない理由)があるときは、受講修了日の翌日から起算して1ヶ月を経過した後であっても、その理由がやんだ日の翌日から起算して7日以内に当該支給申請書等を提出しなければならない。	※特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けようとするときは、教育訓練給付金の支給に係る特定一般教育訓練を修了した日の翌日から起算して <b>1ヶ月以内</b> に、教育訓練給付金支給申請書に特定一般教育訓練修了証明書等を添えて管轄職安所長に提出しなければならない。	※専門実践教育訓練給付金(100分の50)の支給申請 支給単位期間について専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けようとするときは、 <b>支給申請を行うこととされた期間内</b> に、教育訓練給付金支給申請書に受講証明書等の書類を添えて管轄職安所長に提出しなければならない。  ※専門実践教育訓練給付金(100分の70)の支給申請 専門実践教育訓練を修了し、専門実践教育訓練に係る資格を取得等し、かつ、一般又は高年齢被保険者として <b>雇用された日の翌日から起算して1ヶ月以内</b> (一般又は高年齢被保険者として雇用されている者は、当該専門実践教育訓練を修了し、かつ、当該専門実践教育訓練に係る <b>資格を取得等した日の翌日から起算して1ヶ月以内</b> )に、教育訓練給付金支給申請書に専門実践教育訓練に係る資格を取得等したことの証明等の書類を添えて管轄職安所長に提出しなければならない。  ※専門実践教育訓練給付金(100分の80)の支給申請 専門実践教育訓練を修了し、専門実践教育訓練に係る資格を取得等し、かつ、一般又は高年齢被保険者として <b>雇用された日の翌日から6ヶ月を経過した日から起算して6ヶ月以内</b> (一般被保険者として雇用されている者は、当該専門実践教育訓練を修了し、かつ、当該専門実践教育訓練に係る <b>資格を取得等した日の翌日から6ヶ月を経過した日から起算して6ヶ月以内</b> )に、教育訓練給付金支給申請書に専門実践教育訓練に係る資格を取得等したことの証明等の書類を添えて管轄職安所長に提出しなければならない。	※教育訓練支援給付金の支給申請 教育訓練支援給付金の支給に係る失業の認定を受けようとするときは、教育訓練支援給付金の支給に係る <b>失業の認定を受けるべき日</b> に、管轄職安所に出頭し、 <b>教育訓練支援給付金受講証明書</b> に、 <b>教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証</b> (基本手当の受給資格の決定を受けている者は、併せて <b>受給資格者証</b> )を添えて提出しなければならない。ただし、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証を添えて提出することができないことについて正当な理由があるときは、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証を添えないことができる。  ※失業の認定 教育訓練支援給付金の支給に係る失業の認定は、教育訓練支援給付金の支給に係る失業の認定を受けるべき日にしなければならない。ただし、天災その他当該教育訓練支援給付金の支給に係る失業の認定を受けることが出来なかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。  ※待期 教育訓練支援給付金は、支援給付金受給資格者が教育訓練支援給付金の受給資格に係る離職後最初に職安所に教育訓練支援給付金の受給資格の確認を申請した日後の支給単位期間において、失業している日(疾病又は負傷のため職業に就くことができない日を含む。)が通算して7日に満たない間は、支給されない。	
備考	一般被保険者又は高年齢被保険者でなくなった日から <b>1年の期間内</b> に、妊娠、出産、育児、疾病、負傷その他管轄公共職業安定所長がやむを得ないと認める理由により、 <b>引き続き30日以上</b> 教育訓練を開始することができない者が、当該者に該当するに至った日の翌日から直前の一般被保険者又は高年齢被保険者でなくなった日から起算して <b>20年を経過する日までの間</b> (加算された期間が20年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間)に管轄公共職業安定所長にその旨を申し出た場合には、当該理由により教育訓練を開始することができない日数が1年に加算される(加算された期間が20年を超える時は20年とされる)。				